



令和2年 1月17日

各 支 部 様

静岡県電気工事工業組合

令和2年度1級電気工事施工管理技術検定試験の開催について

標記について、全日電工連よりご案内・ポスターを送付がありましたので、貴支部組合員に周知下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、申込書ご希望の方は、令和2年2月10日(月)までに、県工組へご連絡下さい。直接取り寄せていただいても構いませんので、その場合は(一財)建設業振興基金試験研修本部又は(一社)中部地域づくり協会へ問合せ下さい。

記

1. 試験日 学科試験 令和2年6月14日(金)
2. 試験地 札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄
3. 受験料 学科試験 11,800円
4. 申込受付期間 学科試験
 - ・インターネット受付 令和2年1月31日(金)～2月14日(金)
 - ・書面申込受付 令和2年1月31日(金)～2月14日(金) [消印有効]
5. 販売価格 1部600円(消費税込)
6. 申込書の提出先及び主な問い合わせ先
 - 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12
 - 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階
 - (一財)建設業振興基金 試験研修本部
 - TEL 03(5473)1581(代表)

※試験の案内(うぐいす色)にも取り扱い先が記載されています。



令和2年度 1級電気工事施工管理技術検定 学科試験・実地試験のご案内

試験案内



www.fcip-shiken.jp

国土交通大臣指定試験機関

一般財団法人建設業振興基金 試験研修本部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

虎ノ門4丁目MTビル2号館6階

TEL 03-5473-1581

■ 学科試験・実地試験受付期間

学科試験免除者も受付期間は同じです

インターネット申込受付期間：令和2年1月31日(金)～2月14日(金)

書面申込受付期間：令和2年1月31日(金)～2月14日(金)〔消印有効〕

インターネット申込は再受験申込者及び前年度学科合格者のみ

■ 試験日

学科試験 令和2年6月14日(日)

実地試験 令和2年10月18日(日)

■ 試験地

札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄

■ 合格発表日

学科試験 令和2年7月17日(金)

実地試験 令和3年1月29日(金)

電気工事施工管理技術検定試験は、電気工事に従事する施工管理技術者の技術の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の2に基づく指定試験機関である一般財団法人建設業振興基金が実施するものです。

1級電気工事施工管理技術検定試験に合格すると、所定の手続きによって国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され、「1級電気工事施工管理技士」の称号を称することができます。

1級電気工事施工管理技士は、建設業法に定められた営業所ごとに置く専任の技術者、工事現場に置く監理技術者又は主任技術者となる資格要件の一つに認められています。

ご注意

申込手続きの代行や本試験と紛らわしい名称を用いた講習等を行う業者がありますが、本財団とは全く関係ありません。国家資格の得られる試験は本財団のみが実施しているものです。

本財団は出先機関等も設置しておりません。また、個人や会社に電話やダイレクトメールなどで勧誘することはしておりません。受験申込は、本人が必ず本財団に直接行ってください。

1.主な受検資格 ~詳細は本財団ホームページにて確認してください~

(1)学科試験

区分	学歴又は資格		実務経験年数	
			指定学科	指定学科以外
イ	大学 専門学校の「高度専門士」		卒業後3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
	短期大学 5年制高等専門学校 専門学校の「専門士」		卒業後5年以上	卒業後7年6ヶ月以上
	高等学校 専門学校の専門課程		卒業後10年以上	卒業後11年6ヶ月以上
	その他		15年以上	
ロ	2級電気工事施工管理技術検定 合格者		合格後5年以上	
ハ	2級電気工事施工管理技術検定合格後実務経験が5年未満で右の学歴の者	高等学校 専門学校の専門課程	卒業後9年以上	卒業後10年6ヶ月以上
		その他	14年以上	
ニ	電気事業法による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者		6年以上 (交付後ではなく通算の実務経験年数です)	
ホ	電気工事士法による第一種電気工事士免状の交付を受けた者		実務経験年数は問いません	

注1 実務経験年数は、学科試験前日までで計算してください。

注2 実務経験年数には、「指導監督の実務経験」を1年以上含むことが必要です。

指導監督の実務経験とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、設計監理者、施工監督などの立場で、部下・下請けに対して工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

(2)実地試験 下記のいずれかに該当する方です。

- ① 本年度学科試験の合格者
- ② 学科試験免除者
 - [a] 令和元年度学科試験のみの合格者
 - [b] 技術士法による技術士の第二次試験のうちで技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目が電気電子部門又は建設部門)に合格した者で、なおかつ1級電気工事施工管理技術検定学科試験の受検資格を有する者

2.再受験申込について

平成15年度以降に新規受験申込を行った実績のある方は、受験申請書類の一つとして受検票または不合格通知を同封することによって、提出書類の一部省略が可能です。また、インターネットによる申込手続きも可能です。

※同一検定試験(1級電気工事施工管理)であることが条件です。

3.受験料(消費税非課税)

学科試験 11,800円 実地試験 11,800円

4. 申込方法

下表の区分のとおり「○」の付いている方法でお申し込みください。

区 分		書 面 申 込	インターネット申込	専用用紙申込	
学科試験	① 新規受験申込者	○	×	×	
	② 再受験申込者	○	○	×	
実地試験	③ 前年度学科合格者	×	○	○	
	技術士合格者(注)	④ 新規受験申込者	○	×	×
		⑤ 再受験申込者	○	○	×

(注) 技術士法による技術士の第二次試験のうちで技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目が電気電子部門又は建設部門)の合格者で、かつ1.(1)に記載した受験資格を満たす者

(1) 書面申込(①、②、④、⑤の方)

願書を購入し、書面申込受付期間内に必要書類を郵送して申込手続きをしてください。

(2) インターネット申込(②、③、⑤の方)

平成15年度～令和元年度までの受験申込者で、同一検定試験に再受験申込をする方は、インターネット申込みができます。

(3) 専用用紙申込(③の方)

令和元年度学科試験合格者は、下記申込方法のいずれかを選択してください。

- A** 「前年度学科合格者専用申込書」による申込(本財団から1月31日発送)
- B** インターネット申込(本財団ホームページ)

5. 願書の入手方法(上記4.(1)の方)

願 書 代 1部 600円(消費税込み)

購 入 方 法 次の方法で購入できます。

- ① 本財団及び裏面(願書取扱先)の窓口にて購入(土・日曜日、祝日は休み)
窓口での販売期間 1月17日(金)～2月14日(金)

早くて
便利です

- ② インターネットを利用して購入
インターネットでの販売期間 1月17日(金) 9:00 ～ 2月7日(金) 12:00(正午)

※依頼から5日以内に届かない場合には、必ずお問い合わせください。

願書取扱先

令和元年12月1日現在

下記の所で窓口販売を行います。 枠内の所では、郵送販売も取り扱います。
(郵送請求による購入は、各取扱先により販売最終日や郵送料等が違いますので、ご確認のうえご購入ください。)

(一財)北海道開発協会

〒001-0011 札幌市北区北11条西2丁目 セントラル札幌北ビル1階
TEL 011-709-5212

(一社)東北地域づくり協会

〒980-0871 仙台市青葉区八幡1丁目4-16 公益ビル
TEL 022-268-4192

(一社)公共建築協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-24-8 東熱新川ビル6階
TEL 03-3523-0381

(一社)関東地域づくり協会

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町45番地 神田金子ビル7階
TEL 03-3254-3195

本部	さいたま市大宮区吉敷町4-262-16 マルキュービル9階 TEL 048-600-4131
長野支部	長野市栗田950-1 東峯プレイス2階 TEL 026-227-2528
宇都宮支部	宇都宮市南大通り1-1-18 小嶋ビル201 TEL 028-614-2628
水戸支部	水戸市城南2-7-14 関電工水戸駅南ビル3階 TEL 029-221-1963
甲府支部	甲府市丸の内2-12-6 TEL 055-226-2890
高崎支部	高崎市栄町4-11 原地所第2ビル1階 TEL 027-327-8554
千葉支部	野田市宮崎101-8 古谷ビル2階 TEL 04-7125-2961
神奈川支部	横浜市神奈川区鶴屋町3-32-13 第二安田ビル4階 TEL 045-311-1401

(一社)北陸地域づくり協会

〒950-0197 新潟市江南区亀田工業団地2-3-4
TEL 025-381-1301

長岡支所	長岡市川崎町2249-1 TEL 0258-32-3484
高田支所	上越市大字寺字前新田525 TEL 025-525-4688
長野支所	長野市松岡2-3-10 TEL 026-221-5005
富山支所	富山市中市1-5-26 TEL 076-423-8561
金沢支所	金沢市藤江南1-110 TEL 076-234-1701

(一社)中部地域づくり協会

〒460-8575 名古屋市中区丸の内3-5-10 名古屋丸の内ビル8階
TEL 052-962-9086

静岡支所	静岡市葵区常磐町2-13-1 住友生命静岡常磐ビル5階
浜松支所	浜松市東区植松町267-20
三重支所	津市上浜町6丁目175番地
岐阜支所	岐阜市西荘2-4-15
飯田支所	飯田市上郷別府2168-1

(一社)近畿建設協会

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル地下1階
TEL 06-6947-0121

近畿建設協会	福知山市駅南町2-270
福井支所	福井市花堂中1-4-18 ローダック21福井ビル
琵琶湖支所	大津市大江2-12-11 エル・エイクエア瀬田ビル1階
京滋支所	京都市下京区西洞院通塩小路下南不動堂町807 ローダック21京都ビル6階
枚方支所	枚方市新町1-12-1 太陽生命枚方ビル3階
神戸支所	神戸市中央区海岸通2-4-8 第二日新ビル4階
姫路支所	姫路市北条506-2 ローダック21姫路ビル2階
奈良支所	奈良市芝辻町3-9-27 ローダック21奈良ビル
和歌山支所	和歌山市吹上2-1-22 日赤会館2階

(一社)中国建設弘済会

〒730-0013 広島市中区八丁堀15-10 セントラルビル4階
TEL 082-502-6934

(一社)四国クリエイト協会

〒760-0066 高松市福岡町3丁目11番22号 建設クリエイトビル
TEL 087-822-1657

徳島支所	徳島市北佐古二番町1-14 TEL 088-634-3927
松山支所	松山市土居田町53番地1 TEL 089-936-5500
高知支所	南国市左右山165番地1 TEL 088-856-7500

(一社)九州地域づくり協会

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目5-19 サンライフ第3ビル4階
TEL 092-481-3784

福岡支所	福津市中央6丁目3-30
佐賀支所	佐賀市鍋島2丁目13-21
長崎支所	諫早市久山台25-2
熊本支所	熊本市東区下南部3-2-5
大分支所	大分市羽屋752-1
宮崎支所	宮崎市松橋2丁目11-20
鹿児島支所	鹿児島市薬師1丁目18-15
大隅支所	肝属郡肝付町新富1023-1

(一社)沖縄しまたて協会

〒901-2122 浦添市勢理客4-18-1 トヨタマイカーセンター4階
北部支所 名護市字伊差川24-1

(一財)建設業振興基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階
TEL 03-5473-1581

1 級建築・電気工事施工管理技術検定試験にお申し込みの方へ

実務経験年数を計算するときの注意事項

(一財) 建設業振興基金 試験研修本部

昨年、複数の種目の技術検定を受験する際に、種目ごとに必要な実務経験を重複して計上し、それを証明する会社としての確認も不十分であった結果、本来は所定の実務経験を充足していない状態で技術検定を受検し、合格していた事案が発覚しました。

このような場合、合格者に対しては、合格の取り消しや受検禁止措置が課せられることとなります。また、当該合格者が監理技術者又は主任技術者として従事した工事は、品質に重大な疑義が生じ、会社にも監督処分が課せられる場合があるなど、国民の信頼を大きく低下させる事態を招く結果となります。

(受験申請を行う方へ)

実務経験証明書の記載に当たっては、「受験の手引」P6～P8の内容を十分にご理解いただいたうえで、実務経験の重複が生じないようにご注意ください。

(実務経験の証明者の方へ)

実務経験証明書の押印に当たっては、受験者の実務経験に重複が生じていないか、正確に確認を行うようお願いいたします。

【特に注意が必要なケース】

(1) 同じ検定種目にかかる複数の工事現場を担当している期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
〇〇〇ビル新築工事(建築)											
					▲▲▲マンション新築工事(建築)						

└──────────┘
○ 重複

上図に挙げる例のように、複数の工事現場を担当している期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験を14ヶ月とすることはできません。実務経験は12ヶ月となります。

(裏面もお読みください)

(2) 異なる検定種目にかかる複数の工事現場を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
△△△ビル新築工事(建築)											
							□□□トンネル照明設備工事(電気工事)				



 重複

上図に挙げる例のように、異なる検定種目にかかる工事現場の担当期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験：10ヶ月、電気工事の実務経験：5ヶ月とすることはできません。重複部分における実務経験の計算は、実際の工事の従事割合（例えば日数等）に応じて按分してください。

(例) 上図の場合で重複部分の従事割合を建築2：電気工事1であると算定できるときは、

< 建築の実務経験：9ヶ月 / 電気工事の実務経験：3ヶ月 >

 となります。

複数の工事からなる一式工事（建築・土木）等の注意事項

元請会社が建築一式工事等で請け負った工事のうち、電気工事を下請けに出した場合、原則として元請会社の技術者は、電気工事の実務経験の申請は認められません。（ただし、元請会社が電気工事業の建設業許可を受けており、電気設備部門の技術者として配置されている場合は、当該技術者は電気工事の実務経験として申請できます。）

この場合においても、建築一式工事等と電気工事を重複して計上することはできません。

以上です。

一般財団法人建設業振興基金
 試験研修本部
 TEL03-5473-1581